

京都コンピュータ学院教育振興募金のお願い

京都コンピュータ学院は、1963年の創立以来、「創造性豊かな情報処理技術者の育成」を教育理念に掲げ、コンピュータの専門技術教育のみならず、全人教育の立場からも理想の教育・理想の学園創造に努力してまいりました。現在、京都市内に洛北校、鴨川校、京都駅前校の3校を設置し、卒業生（校友）4万人有余を誇る全国屈指の情報教育機関へと発展を遂げるに至っております。来る2013年には創立50周年を迎えます。

1989年より開始した本学院の海外コンピュータ教育支援活動も、相次ぐ各国政府教育省の要請を受けて、支援対象国は既に23カ国に上り、これらの国々とのグローバルなIT教育ネットワークを築き上げてまいりました。また、2004年4月には、日本最初のIT専門職大学院である「京都情報大学院大学」がグループ校として開学いたしました。以来、本学院の4年と同大学院の2年を通しての六年一貫教育プログラムによって、より実践的でより高度な能力を身につけた、IT分野のビジネスリーダーの育成に努めております。

さて、高度情報化社会の現在、IT関連分野が急速な発展を続ける中、本学院では、毎年さらなる教育・研究環境の改良を目指して、教育・研究強化事業を実施し、その一環として毎年最新鋭の実習設備を導入しております。今後も、ますます高度化し複雑化する社会の要請に応え得る教育・研究環境の拡充、また各種施設の整備などを計画しております。

本学院では、この整備計画の実施に当たりまして、「京都コンピュータ学院教育振興事業」の募金活動に取り組み、皆様方に広くご寄付を募っております。つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご寄付いただいた方のご芳名は、学院におきまして永く記録にとどめ、校友会機関誌『アキューム』紙上でご報告させていただきます。

○ご寄付の方法について

京都コンピュータ学院教育振興募金へのご協力は、最寄りの銀行より、以下の指定の口座にお振り込みのうえ、下記までご連絡いただけますようお願いいたします。

1. 京都コンピュータ学院教育振興募金募集 個人：一口3,000円、法人：一口20,000円

2. 振込口座

りそな銀行 京都支店 普通預金

口座番号 1607403 京都コンピュータ学院教育振興募金委員会

※ 京都コンピュータ学院教育振興募金へご寄付いただきました金額は、所定の基準により個人または法人の所得から控除され、税法上の優遇措置を受けることができます。

3. 「受配者指定寄付金制度」について

本学院は、日本私立学校振興・共済事業団より、「受配者指定寄付金制度」の適用を受けております。本制度を利用すると、企業等法人の寄付金については全額を損金に算入できるなど、税制上の優遇措置を受けることが可能になります。

※ 受配者指定寄付金制度とは、学校法人に対する企業等法人からの寄付金が、国や地方公共団体への寄付金と同様、寄付金全額の損金算入が可能となるものです。

● 京都コンピュータ学院教育振興募金に関するお問い合わせ・ご質問は下記までお願いいたします。 ●

京都コンピュータ学院 総務部 〒606-8412 京都市左京区浄土寺馬場町1
TEL. (075) 762-2030 FAX. (075) 761-0251
E-mail general@kcg.ac.jp

寄付金に係る減免税措置について

本学院への寄付金は、所得税法第78条第2項及び法人税法第37条第3項の規定に基づき、次のような税制上の優遇措置を受けることができます。

▼ 法人の場合

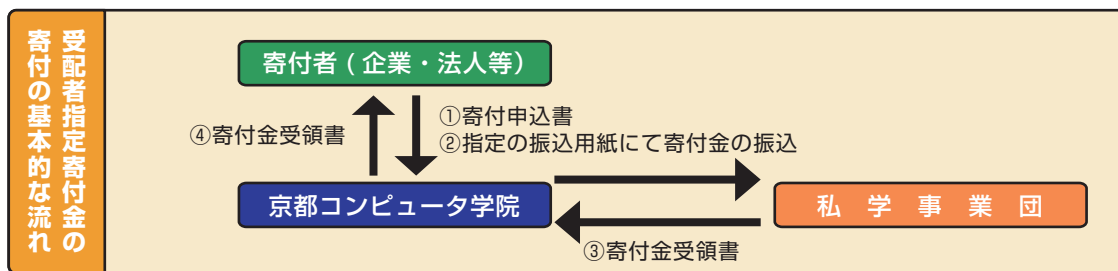
次のいずれかの制度により、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。

特に「受配者指定寄付金」は、寄付金額の全額を損金に算入できますので、寄付者にとって大変有利な制度です。

● 受配者指定寄付金

この寄付金は、学校法人に対する企業等法人からの寄付金をいったん日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」）が受け入れて、その後、同事業団から寄付者の指定した学校法人へ配付する制度です。ご寄付いただいた寄付金は全額を当該事業年度の損金に算入することができ、法人にとって大変有利です。（私学事業団宛の「寄付申込書」を本学院に送付いただいた後、指定の振込用紙にて寄付金をお振り込みいただきます。）

※寄付金控除の手続きには、私学事業団発行の「寄付金受領書」が必要になります。この「寄付金受領書」は、本学院を経由してお送りいたします。



● 特定公益増進法人

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、次の限度額まで損金に算入が認められます。

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額の計算式

$$\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12 \text{ヶ月}} \times \frac{2.5}{1000} \right) + \left(\text{寄付金支出前の所得金額} \times \frac{5.0}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

= 損金算入限度額

一般寄付金の損金算入限度額の計算式

$$\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12 \text{ヶ月}} \times \frac{2.5}{1000} \right) + \left(\text{寄付金支出前の所得金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

= 損金算入限度額

※この損金算入は、本学院発行の「寄付金額収書」と「特定公益増進法人であることの証明書」（写）によって手続きすることができます。これらの書類は、寄付金が本学院に入金され次第、お送りいたします。

▼ 個人の場合

寄付金が2千円を超える場合、その超えた金額が当該年の課税所得から控除され、所得税が減額されます。ただし、所得の40%が上限になります。

※寄付金控除の手続きは、寄付した翌年の確定申告の期間内に本学院が発行（送付）する「寄付金額収証」および「特定公益増進法人の証明書」（写）を、申告書に添付して所轄税務署へご提出ください。

所得控除額の計算方法

$$\text{寄付金額} - 2 \text{千円} = \text{所得控除額}$$

年間の所得が **300万円の方が5万円** を寄付された場合の所得控除額
(所得の40%以内の場合)

$$5 \text{万円 (寄付金額)} - 2 \text{千円} = 4 \text{万8千円 (所得控除額)}$$

年間の所得が **1000万円の方が500万円** を寄付された場合の所得控除額
(所得の40%を超える場合)

$$1000 \text{万円 (年間所得)} \times 40\% = 400 \text{万円 (所得控除限度額)}$$
$$400 \text{万円 (所得控除限度額)} - 2 \text{千円} = 399 \text{万8千円 (所得控除額)}$$